

電話転送役務の提供について

固定電話番号を使用して電話転送役務を提供する電気通信事業者は、電気通信番号計画等に基づく対応が必要です。

Q. 固定電話番号を使用した電話転送役務とは何ですか？

- ✓ 発信先を示す電気通信番号を「固定電話番号」から「**その他番号（携帯電話番号や050番号等）**」に変更して自動的に転送する機能を提供するもの（着信転送）または、発信元を示す電気通信番号を「**その他番号（携帯電話番号や050番号等）**」から「**固定電話番号**」に変更して自動的に転送する機能を提供するもの（発信転送）が対象となります。
 - ※ 転送に際して、固定電話番号が関係しない場合（050番号や0120番号のみを使用する電話転送）は、特段の対応は求められません。
 - ※ 独自のID（電気通信番号以外）に変換して、インターネットを經由して転送するサービス（着信転送においては、発信先を示す電気通信番号を固定電話番号から独自IDに変更するもの、発信転送においては、発信元を示す電気通信番号を独自IDから固定電話番号に変更するもの）についても対象となります。

Q. どのような対応が必要になりますか？

- ✓ 固定電話番号を使用して電話転送役務を提供する電気通信事業者は、原則、**総務大臣への認定申請が必要**※です。
 - ※いわゆる単純再販型により卸元と同一のサービスを提供している場合は、別表第1を使用した「みなし認定」を受けられます。
- ✓ 固定電話番号を使用した電話転送役務を提供する電気通信事業者に求められる条件は以下のとおりです。

	提供の条件	代替手段
①緊急通報の取扱い	・ 発信転送） 緊急通報を不可能とする ・ 他の手段により緊急通報を利用可能とする	—
②本人確認及び拠点確認	・ 最終利用者の 本人確認を行う ・ 最終利用者の 活動の拠点が番号区画内に存在することの確認	・ 発信転送）発信元の電気通信番号を通知しない （※ 着信転送も提供している場合は適用不可）
③設備設置確認	・ 固定端末系伝送路設備の一端が番号区画内の最終利用者の活動の拠点に設置されていることの確認	・ 発信転送）発信元の電気通信番号を通知しない （※ 着信転送も提供している場合は適用不可）
④品質確認	・ 050IP電話の品質又はこれと同程度の品質を確保	・ 発信転送・着信転送）インターネットを經由して転送される旨を通話の相手方に通知 又は、 ・ 発信転送）発信元の電気通信番号を通知しない （※ 着信転送も提供している場合は適用不可）

- ✓ 不明点があれば、総務省番号企画室まで、お問合せ下さい。